

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊高田駐屯地
第 3 7 9 会計隊長 岡 本 直 也

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 入 札 に 付 す る 事 項
(1) 品 目 等

品 名	規 格	単 位	納 期	備考
おにぎり鮭 ほか296件	別紙予定表のとおり		令和6年9月30日～令和6年10月31日	
ケーキンシロップ ほか217件	別紙予定表のとおり		令和6年9月30日～令和6年12月31日	
クッキングワイン ほか2件	別紙予定表のとおり		令和6年10月2日～令和6年12月31日	
しょうゆ味ヌードル ほか36件	別紙予定表のとおり		令和6年10月3日～令和6年12月31日	

(2) 納 地 陸上自衛隊高田駐屯地（糧食班）

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度資格審査結果通知（全省庁統一資格）における「物品の販売」の等級がD以上の者かつ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 入 札

- (1) 入 札 日 時 **令和6年9月17日 08:30**
- (2) 入 札 会 場 陸上自衛隊高田駐屯地 隊員食堂

4 入 札 条 件

- (1) 見 本 品 の 提 出
ア 見 本 品 の 選 出 納入予定表の品番に○印のあるものは、見本品の提出を要する。
イ 提 出 期 限 **令 和 6 年 9 月 12 日 10:00**
ウ 提 出 場 所 **陸上自衛隊高田駐屯地（業務隊糧食班・山本）**
エ 提 出 要 領 「規格」・「業者名」を明記するものとする。
オ 提 出 資 料 「精白米」・「もち米」については、見本品に対する品質証明書、玄米仕入伝票、とう精台帳のコピーを提出すること。
- (2) 入 札 金 額 **「消費税抜き価格」で記載するものとし、梱包費及び運賃を含めた額とする。**

5 保 証 金

- (1) 入 札 保 証 金 免 除
- (2) 契 約 保 証 金 免 除

6 違 約 金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額（予定数量×単価）の100分の5を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額（予定数量×単価）の100分の10を徴収する。

7 遅 延 賠 償

遅延部分1日につき1000分の1以上を徴収する。

8 落 札 決 定 方 法

単価で、かつ当隊所定の予定価格以内の最低入札者を落札者とし、同額による最低入札者が2名以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

9 契 約 方 法

落札金額に消費税10%（軽減税率対象品目については8%）相当額を加算（円位未満切捨）した額を契約金額とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入 札 の 無 効

- (1) 第2項に示す、入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電信、電話、ファックス等による入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した場合
- (5) その他で示す時間までに到着しなかった札
- (6) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

- 11 契約条項を示す場所
(1) 高田駐屯地 会計隊事務室、松本駐屯地 会計隊事務室、新発田駐屯地 会計隊事務室
(2) 東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)
- 12 契約書(請書)の作成
(1) 契約金額が150万円を超える場合は契約書、50万円以上の場合は請書をそれぞれ作成する。
(2) 適用する契約条項 「糧食品売買契約条項」「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」「単価契約に関する特約条項」
- 13 検 食 品 の 提 出
「パン」・「おにぎり」・「おむすび」は納品時に検食用として、発注数量のほかに2個糧食班事務室へ提出すること。また、「弁当」については発注数量のほかに3個糧食班事務室へ提出すること。
- 14 そ の 他
(1) 代表者でない者が入札する場合、入札開始前までに委任状を提出すること。
(2) 「精白米」・「もち米」の落札者は、納品時に品質証明書、玄米仕入伝票、とう精台帳のコピーを提出すること。
更に、とう精作業の立会を行います。以上のことが守られない場合は、受領検査不合格とします。
(3) 入札開始前までに全省庁統一資格の資格審査結果通知の(写)を提出すること。
(4) 本入札においては郵便入札を可とする。ただし令和6年9月13日1700までに下記のあて先に到着した札に限る。
また、初度入札で最低入札価格を下回らず再度入札となった入札で、郵便による入札参加があった場合、再度入札はその場で直ちには行わず、次の時期に実施する。再度入札における郵便の札については、令和6年9月19日0800までに下記のあて先に到着したものに限り。
ア 日時 : 令和6年9月19日 09:00
イ 場所 会計隊当直室
- 15 入 札 結 果 発 表
(1) 発 表 日 時 令和6年9月17日 10:00(抽選終了後すぐ、抽選については09:50より実施)
(2) 発 表 会 場 陸上自衛隊高田駐屯地 隊員食堂
- 16 問 い 合 わ せ 先
(1) 契 約 に 関 す る 事 項 〒943-8501 新潟県上越市南城町3-7-1
陸上自衛隊高田駐屯地第379会計隊 契約班
担当 森山 電話 025-523-5117 (内線 347)
- (2) 仕 様 に 関 す る 事 項 同 陸上自衛隊高田駐屯地業務隊 補給科 糧食班
担当 山本 電話 同上 (内線 571)